

イベント共済

イベント開催時の、万一の事故などに対する
安心の保障をご用意しています。



開催者も
安心

参加者も
安心

イベント傷害共済

参加者も
安心

- ドッジボール大会で手の指を骨折した。
- 防災訓練中、転んで頭をケガした。
- 料理教室に参加中、腕に熱湯がかかりやけどした。

例えば
こんなとき

例 死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コースの場合

死亡のとき	後遺障害のとき	重度後遺障害のとき
災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級~第10級)の状態になられたとき	災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき
〈死亡共済金〉	〈後遺障害共済金〉	〈重度後遺障害費用共済金〉
300万円	程度に応じて死亡共済金額の100%(第1級)~5%(第10級) 300万円~15万円	程度に応じて死亡共済金額の20%(A級)または10%(B級) 60万円または30万円

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限ります。
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。

治療または施術を受けたとき

災害にあわれた日以後200日以内に入院されたとき、または入院されなかった場合で5日以上の通院をされたとき

〈部位・症状別治療共済金〉
部位・症状に応じて部位・症状別治療共済金額×5倍~120倍

1.5万円~36万円



- 頭を打撲したとき(部位:頭部、症状:打撲)..... 5倍 1.5万円
 - 腕を骨折したとき(部位:手指を除く上肢、症状:骨折)..... 35倍 10.5万円
- ※いずれも、約款に規定する支払事由に該当した場合に限り、共済金をお支払いします。

災害にあわれた日以後200日以内に入院されなかった場合で5日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき

〈部位・症状別治療共済金〉
6,000円

- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。

共済掛金表(例)

死亡共済金額300万円+部位・症状別治療共済金額3,000円コース (開催日数1日、1名につき) 団体加入

級別	種目区分		
	1級	2級	3級
1日あたりの平均被共済者数	バレーボール、ボウリング、草むしりなど	野球、剣道、運動会、みこし(子供主体)、防災訓練 など	スキー(ジャンプを除く)、相撲、ラグビー、みこし(大人主体) など
10~99人	24円	90円	186円
100~499人	24円	87円	174円
500~999人	21円	81円	165円
1,000人以上	18円	75円	156円

(2019年4月現在)

- イベント共済は、イベント傷害共済とイベント賠償責任共済からなっています。セットまたはそれぞれ単独でご加入いただけます。
- ご加入にあたっては、契約申込書類のほか、原則として名簿を含む、行事計画表または大会プログラムの提出が必要となります。
- ご加入には一定の制限がありますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

この資料は概要を説明したものです。ご契約の際には、普通傷害共済および賠償責任共済の「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

年 月 日

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

イベント賠償責任共済

開催者も
安心

イベントの活動にともなう賠償責任

例えば
こんなとき

- 野球大会で、ボールが場外に飛び、他人の家のガラスを割った。

イベントの管理・運営にともなう賠償責任

- 運動会で事務局が設置・管理するテントが倒れ、参加している子供にケガをさせた。
- イベントの準備のため買い出しに出かけた際に商品を壊した。
- 開催者が作った弁当が原因で食中毒が発生した。

例 共済金額5,000万円の場合

賠償責任が生じたとき

最高 5,000万円まで保障

同一原因の事故によりお支払いする共済金の額

$$\begin{aligned}
 & \text{共済金の額} = \text{被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\
 & + \text{損害防止費用、求償権保全行使費用または緊急措置費用} \\
 & - \text{代位取得するものの価額} - \text{免責金額(1,000円)}
 \end{aligned}$$

※被共済者が損害賠償金を支払ったことによって代位取得するものがある場合の価額とします。

その他の共済金

- ① 折衝または示談について支出した費用
 - ② 争訟費用等
 - ③ 判決による遅延損害金
 - ④ 臨時費用
- ※①~③は、いずれも組合が認めた場合に限りです。



共済掛金表(例)

共済金額5,000万円

(開催日数1日、1名につき)

種目区分		
1級	2級	3級
バレーボール、ボウリング、草むしりなど	野球、剣道、運動会、みこし(子供主体)、防災訓練 など	スキー(ジャンプを除く)、相撲、ラグビー、みこし(大人主体) など
12.0円	20.1円	28.6円

(2019年4月現在)

※イベント賠償責任共済をイベント傷害共済とのセットでご契約される場合は、開催日1日あたりの平均参加者数10名以上が条件となります。

お問い合わせは